

はびきのし だんじょきょうどうさんかく かん しみんいしきちょうさ 羽曳野市 男女共同参画に関する市民意識調査 —調査の趣旨とご協力のお願い—

しみん
市民のみなさまには、ひごろからしせいりかい
日頃から市政にご理解、ご協力をいただき、あつれいもうあ
厚くお礼申し上げます。

はびきのし はびきのしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい およ はびきのしだんじょきょうどうさんかくすいしん
羽曳野市では、「羽曳野市男女共同参画推進条例」及び「羽曳野市男女共同参画推進
プラン-はびきのピーチプラン-」に基づき、もとだんじょきょうどうさんかくしゃかい じつげん
男女共同参画社会の実現をめざしてさまざま
施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

ほんちょうさ へいせい ねん がつ さくてい はびきのしだんじょきょうどうさんかくすいしん だい き
本調査は、平成19年3月に策定した「羽曳野市男女共同参画推進プラン-第2期は
びきのピーチプラン-」の見直しにあたり、しみん
市民のみなさまの男女共同参画社会に関する
いしき てきかく はあく こんご しさく てんかい
意識やニーズを的確に把握し、今後の施策を展開するうえで、きそしりょう
基礎資料とするために実施す
るものです。

ちようさだいしやうしや しな い す まん さいいじやう だんじょ にん しゅうみんきほんだいちやう
なお、調査対象者は、市内にお住まいの満18歳以上の男女2,000人を住民基本台帳
からむさく い ちゆうしゆつ
無作為に抽出いたしました。きにゆう むきめい ないやう すべ とうけいてき しより おこな
ご記入は、無記名で、内容は全て統計的に処理を行いますので、かいたう
ご回答いただいた方のお名前や回答内容が分かることはありません。また、ちようさ
調査結果を他の目的に使用することはありませんので、ありのままお答えください。

おいそがしいところ きやうしゆく
おいそがしいところ恐縮ですが、ほんちょうさ しゆし りかい
本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を
くださいますようよろしくお願い申し上げます。

へいせい ねん がつ
平成27年9月

はびきのし
羽曳野市

ちようさひやう きにゆう ねが <調査票のご記入にあたってのお願い>

1. お答えはご本人(あて名の方)が、ご自身のお考えでご記入ください。
※ご本人でお答えが困難な方は、ご家族などのご協力によりお答えください。
2. ご記入は黒色の鉛筆またはボールペンではっきりと、かいたうらん ばんごう じるし
回答欄の番号に○印を、また()
内には具体的にお書きください。
3. ご記入後は同封の返信用封筒に入れて、きって は
切手を貼らずに平成27年9月24日(木)
までに、へんそう
ご返送ください。

と あ さき 【お問い合わせ先】

はびきのし しみんじんけんぶ じんけんすいしんか
羽曳野市 市民人権部 人権推進課
〒583-8585 羽曳野市萱田4丁目1番1号
でんわ
電話 072-958-1111 (内線1052・1057)
FAX 072-958-8061
E-Mail jinkensuishin@city.habikino.lg.jp

あなたご自身のことについておたずねします（いずれか1つに○）

F 1 あなたの性別は。

1. 女性 2. 男性

※ あなたの思う性別に ○をつけてください。（以後、ここで○をつけた性別として回答してください。）

F 2 あなたの年齢は。

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上

F 3 あなたは結婚（事実婚を含む）されていますか。

1. 未婚 2. 既婚 ※配偶者・パートナーがいる
3. 離婚、離別または死別した

F 4 あなたとあなたの配偶者・パートナーの職業をお答え下さい。配偶者・パートナーがおられない方は、ご自身の欄だけ記入してください。（○はそれぞれ1つ）

(1) ご自身の職業は。（○は1つ）

1. 勤め人（正規） 2. 勤め人（パート・アルバイト・派遣）
3. 公務員 4. 自営業・農業（家族従事者を含む）
5. 専業主婦・主夫 6. 無職、年金受給者
7. 学生 8. その他（ ）

(2) 配偶者・パートナーの職業は。（○は1つ）

1. 勤め人（正規） 2. 勤め人（パート・アルバイト・派遣）
3. 公務員 4. 自営業・農業（家族従事者を含む）
5. 専業主婦・主夫 6. 無職、年金受給者
7. 学生 8. その他（ ）

F 5 同居している家族の構成は。

1. ひとり暮らし 2. 配偶者・パートナーとふたり
3. 2世代家族（親と子） 4. 3世代家族（親と子と孫）
5. その他の世帯（1～4以外）

F 6 あなたにお子さんがおられる場合、同居している一番下のお子さんは。

1. 乳児（1歳未満） 2. 幼児（1歳以上）
3. 小学生 4. 中学生
5. 高校生 6. それ以上

1. 男女共同参画社会の実現についておたずねします

問1 あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。
(○は1つ)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |
| 5. わからない | |

問2 現在、日本の社会のいろいろな分野において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。((1)～(8)のそれぞれについて○は1つずつ)

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている
(1) 学校教育では	1	2	3	4	5
(2) 雇用の機会や働く分野では	1	2	3	4	5
(3) 地域活動では	1	2	3	4	5
(4) 家庭生活では	1	2	3	4	5
(5) 社会慣習やしきたりなどでは	1	2	3	4	5
(6) 法律や制度の上では	1	2	3	4	5
(7) 政治・経済活動への参加では	1	2	3	4	5
(8) 社会全体では	1	2	3	4	5

問3 次の(1)～(18)の「ことば」や「ことがら」についてご存知ですか。
((1)～(18)のそれぞれについて○は1つずつ)

	内容まで知っている	見たり聞いたりしたことはある	全く知らない
(1) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
(2) 女子差別撤廃条約	1	2	3
(3) 男女雇用機会均等法	1	2	3
(4) 育児・介護休業法	1	2	3

	内容まで知っている	見たり聞いたりのした ことはある	全く知らない
(5) 羽曳野市男女共同参画推進条例	1	2	3
(6) 羽曳野市男女共同参画推進プラン - はびきのピーチプラン -	1	2	3
(7) ジェンダー（社会的・文化的な性）	1	2	3
(8) エンパワーメント	1	2	3
(9) ドメスティック・バイオレンス（DV）・ デートDV（配偶者等からの暴力・恋人 同士の間で起きる暴力）	1	2	3
(10) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
(11) パワー・ハラスメント	1	2	3
(12) モラル・ハラスメント	1	2	3
(13) マタニティ・ハラスメント	1	2	3
(14) ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	1	2	3
(15) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康/権利）	1	2	3
(16) ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	1	2	3
(17) 性別役割分担意識	1	2	3
(18) LGBT	1	2	3

(1) 【男女共同参画社会基本法】平成11年に公布、施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

(2) 【女子差別撤廃条約】（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）昭和54年に第34回国連総会において採択、昭和56年に発効された条約。日本は昭和60年に批准。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

- (3) 【男女雇用機会均等法】(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律) 昭和47年に公布、施行された法律。雇用の分野において、男女の均等な機会と待遇の確保などを目的として、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などについて男女とも平等に扱うことを定めた法律。
- (4) 【育児・介護休業法】(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律) 平成3年に公布、平成4年に施行された法律。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的としている。
- (5) 【羽曳野市男女共同参画推進条例】平成25年に制定、平成26年に施行された条例。男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としている。
- (6) 【羽曳野市男女共同参画推進プラン - はびきのピーチプラン - 】男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための羽曳野市の基本的な計画。
 ・「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」(平成8年策定)
 ・「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第2期 はびきのピーチプラン - 」(平成19年策定)
- (7) 【ジェンダー】人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
- (8) 【エンパワーメント】一人ひとりが、あらゆる状況などを変えていく力や身をつけること。個人的生活について自分で判断し決定していく能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画など様々な自己決定能力を身につけることをいう。
- (9) 【ドメスティック・バイオレンス(DV)・デートDV】(配偶者等からの暴力・恋人同士の間で起きる暴力) 配偶者や恋人といった親密な関係にある人から受ける暴力のことをいう。暴力には、身体的暴力(殴る、蹴るなど)に限らず、精神的暴力(無視する、大声で怒鳴るなど)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(実家や友人との付き合いを制限するなど)、性的暴力(性行為の強要、避妊に協力しないなど)も含まれ、単なる夫婦や恋人同士のけんかで片付けられない、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- (10) 【セクシュアル・ハラスメント】職場、学校、地域その他の社会的関係での地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し、例えば職場では減給、降格などの不利益を負わせる行為。また、性的な関係は要求しないものの、性的な言動によりその場にいる人たちを不快にさせ、その環境を損なう行為をいう。
- (11) 【パワー・ハラスメント】職権などの優位にある権限を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることをいう。
- (12) 【モラル・ハラスメント】人格を否定するような言葉や無視などの態度で精神的に傷つけたり、不安にさせて相手を洗脳し支配する(意のままに動かせる状態に置く)などのことをいう。
- (13) 【マタニティ・ハラスメント】働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由に職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ(解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱い)などのことをいう。
- (14) 【ポジティブ・アクション】(積極的改善措置) 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくことをいう。

(15) 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】(性と生殖に関する健康/権利)
 平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つこと」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方をいう。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

(16) 【ワーク・ライフ・バランス】(仕事と生活の調和)
 一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることをいう。

(17) 【性別役割分担意識】 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。
 例：「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など

(18) 【LGBT】 「L(レズビアン):女性同性愛者」、「G(ゲイ)男性同性愛者」、「B(バイセクシュアル)両性愛者」、「T(トランスジェンダー)生まれた時に法律的・社会的に割り当てられた性別に収まらない性別のあり方を持つ人」の頭文字を並べたもので、最近では、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)の総称として使われることが多くなっている。

2. 家庭生活の状況についておたずねします

問4 家庭における役割について、あなたはどのようにするのが望ましいと思いますか。また、実際にあなたの家庭ではどのように分担していますか。

((1)～(8)の理想と現実それぞれについて○は1つずつ)

全員が お答えください				配偶者・パートナーの いる方のみお答えください				
理想				現実				
主に妻・パートナー	主に夫・パートナー	それぞれ同じ程度		主に妻・パートナー	主に夫・パートナー	それぞれ同じ程度	その他の家族	該当しない
1	2	3	(1) 生活費を稼ぐ	4	5	6	7	8
1	2	3	(2) 日常の家事	4	5	6	7	8
1	2	3	(3) 日々の家計を管理する	4	5	6	7	8
1	2	3	(4) 高額な物の購入の決定	4	5	6	7	8
1	2	3	(5) 高齢者、病気の人介護・看護	4	5	6	7	8
1	2	3	(6) 子どもの教育としつけ	4	5	6	7	8
1	2	3	(7) 育児(乳幼児の世話)	4	5	6	7	8
1	2	3	(8) 自治会、町内会など地域活動への参加	4	5	6	7	8

問5 1日のうちであなたが仕事(在宅就労を含む・通勤時間は含まない)や家事(育児や介護を含む)に要する時間は、平日または仕事がある日、休日それぞれどのくらいですか。
 ((1)、(2)のそれぞれについて○は1つずつ)

	平日または仕事がある日 (○は1つ)	休日 (○は1つ)
(1) 仕事(在宅就労を含む) ※通勤時間は含まない	1. なし 2. 4時間未満 3. 4時間～6時間未満 4. 6時間～8時間未満 5. 8時間以上	6. なし 7. 4時間未満 8. 4時間～6時間未満 9. 6時間～8時間未満 10. 8時間以上
(2) 家事(育児、介護等を含む)	1. ほとんどない 2. 30分未満 3. 30分～1時間未満 4. 1時間～2時間未満 5. 2時間～3時間未満 6. 3時間～4時間未満 7. 4時間～5時間未満 8. 5時間以上	9. ほとんどない 10. 30分未満 11. 30分～1時間未満 12. 1時間～2時間未満 13. 2時間～3時間未満 14. 3時間～4時間未満 15. 4時間～5時間未満 16. 5時間以上

3. 子育てについておたずねします

問6 あなたに子ども(未成年)がいる、または子ども(未成年)がいると仮定した場合、あなたは、ご自分の子どもが将来どのような生き方をしてほしいと思いますか。
 (1) 女の子について、(2) 男の子について、それぞれお答えください。

(1) 女の子について (○は2つまで)

1. 社会的な地位を得る	2. 経済的に自立した生活をする
3. 人間性豊かな生活をする	4. 家族や周りの人たちと円満に暮らす
5. 社会に貢献する	6. 個性や才能を生かした生活をする
7. 本人の意思に任せる	8. その他 ()
9. わからない	

(2) 男の子について (○は2つまで)

1. 社会的な地位を得る	2. 経済的に自立した生活をする
3. 人間性豊かな生活をする	4. 家族や周りの人たちと円満に暮らす
5. 社会に貢献する	6. 個性や才能を生かした生活をする
7. 本人の意思に任せる	8. その他 ()
9. わからない	

問7 子どもの育て方や教育方針についてどう思いますか。

((1) ~ (4) のそれぞれについて○は1つずつ)

	賛成 さんせい	どちらかといえば賛成 さんせい	どちらかといえば反対 はんたい	反対 はんたい	わからない
(1) 性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい	1	2	3	4	5
(2) 性別にこだわらず、しつけるのがよい	1	2	3	4	5
(3) 性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい	1	2	3	4	5
(4) 性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3	4	5

4. 介護についておたずねします

問8 あなたは、家族・親族の介護をしたことがありますか。(○は1つ)

1. ある → 問8-1 へ 2. ない → 問9 へ

問8で「1. ある」を選択された方におたずねします。

問8-1 どなたの介護をされましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1. 祖父・祖母 | 2. 父・母 |
| 3. 兄弟・姉妹 | 4. 配偶者・パートナー |
| 5. 義父・義母 | 6. その他 () |

問9 あなた自身に介護が必要となった場合、誰に(どこで)介護をしてほしいと思いますか。

現在の状況にかかわらず、ご希望をお答えください。(○は2つまで)

- | | |
|---------------------------------|-------------------|
| 1. 配偶者・パートナー | 2. 娘 |
| 3. 息子 | 4. 娘の配偶者・パートナー |
| 5. 息子の配偶者・パートナー | 6. その他の親族 |
| 7. ホームヘルパーやボランティア | 8. 社会福祉施設や有料老人ホーム |
| 9. その他 () | 10. わからない |

5. 社会参加の状況についておたずねします

問10 次の社会的な活動について、あなたの参加状況に近いものはどれですか。

(参加経験の有無に分かれ、(1)～(5)のそれぞれについて○は1つずつ)

参加した、参加している		参加したことがない	
今後 も参加 したい	ない 今後は 参加し たく	今後 は参加 したい	ない 今後も 参加し たく
1	2	3	4
1	2	3	4
1	2	3	4
1	2	3	4
1	2	3	4

問11 あなたが社会的な活動に参加するうえで、支障になるのはどのような理由からですか。

(○はいくつでも)

1. 仕事や家事がいそがしい
2. 子どもに手がかる
3. 世話の必要な病気の人や高齢者がいる
4. 家族が反対する
5. 健康や体力に自信がない
6. 人間関係がわずらわしい
7. 自分に適した学習や活動がない
8. 仲間がいない
9. きっかけがない
10. 高齢だから
11. どのように参加するのかわからない
12. 支障になることはない
13. その他 ()
14. わからない

6. 仕事についておたずねします

問12 はこれまでに雇用されて働いたこと（家族従事者も含む）がある方がお答えください。

問12 あなたの職場ではどのような状況ですか。
（（1）～（12）のそれぞれについて○は1つつ）

	いる 女性が 優遇されて	男女 平等である	いる 男性が 優遇されて	わからない
(1) 募集・採用の仕方	1	2	3	4
(2) 採用数	1	2	3	4
(3) 配置される職場	1	2	3	4
(4) 仕事の内容	1	2	3	4
(5) 賃金	1	2	3	4
(6) 昇進・昇給	1	2	3	4
(7) 能力評価（業績評価・人事考課等）	1	2	3	4
(8) 管理職への登用	1	2	3	4
(9) 研修の機会や内容	1	2	3	4
(10) 働き続けやすい雰囲気	1	2	3	4
(11) 再雇用	1	2	3	4
(12) 育児・介護休暇など休暇の取得に関して	1	2	3	4

問13～問14 は現在仕事をしていない方がお答えください。

問13 現在、仕事をしていないのは、どのような理由からですか。（○はいくつでも）

1. 経済的に働く必要がないから	2. 職業をもたない方が自分のやりたいことができるから
3. 家にいるのが当然だから	4. 家事の負担が大きいから
5. 育児の負担が大きいから	6. 健康や体力に自信がないから
7. 希望どおりの仕事を得られないから	
8. 配偶者・パートナーや子ども等家族が望まないから	
9. 親や家族などの介護や看護をするため	
10. 現在学校に通っているから	11. 高齢だから
12. 働くことに向いていないから	13. 働くことが好きでないから
14. 特に理由はない	15. その他（ ）
16. わからない	

問14 これから仕事につきたいと思いますか。(○は1つ)

1. すぐにでも働きたい
2. 将来は働きたい
3. 働けない
4. 働くつもりはない
5. わからない

問15 あなたは、希望としてどのような暮らし方をしたいと思いますか。(○は1つ)

1. 「仕事」を優先したい
2. 「家庭生活」を優先したい
3. 「地域・個人の生活」を優先したい
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
8. その他()

「地域・個人の生活」
(地域活動・学習・趣味・付き合い等)

問16 それでは、あなたの現実の生活に最も近いものはどれですか。(○は1つ)

1. 「仕事」を優先している
2. 「家庭生活」を優先している
3. 「地域・個人の生活」を優先している
4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
8. その他()

「地域・個人の生活」
(地域活動・学習・趣味・付き合い等)

問17 女性が働き続けるために、今後どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 女性の雇用機会を拡大する
2. 男女がともに取得できる育児・介護休業制度の充実
3. 保育施設や保育時間の延長など保育内容の充実
4. 介護などの福祉サービスの充実
5. 気軽に相談できる制度の確立
6. 労働時間の短縮
7. 職場における女性への差別的待遇をなくすこと
8. 女性への職業訓練、資格取得などの機会の充実
9. 女性が昇格・昇進・昇任できる制度と環境づくり
10. 家族の理解や協力
11. 育児などによる退職者を同じ職種で再雇用する制度の普及
12. 在宅勤務やフレックス・タイム制度の導入など柔軟な勤務形態
13. 給与や労働条件の改善
14. 社会の「男は仕事、女は家庭」という考え方をなくすこと
15. その他()
16. わからない

問18 男性の働き方について、長時間労働が顕著になっていたり、休みが取りにくいといった実情が見受けられますが、これらの原因は何にあると思いますか。(〇はいくつでも)

1. 職場の雰囲気(帰宅のしにくさ)
2. 職場の雰囲気の中でも特に、男性が家事や育児に携わることに対する職場の理解がない
3. 仕事の量の多さ
4. 非効率な仕事のやり方
5. 育児休業時間や短時間勤務制度などの両立支援制度の利用が昇進・昇給等における支障となること
6. 男性自身の意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方など)
7. その他()
8. わからない

7. 人権の尊重についておたずねします

※回答しづらい場合は無理に回答されなくても結構です。

問19 次の行為を受けることは、ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者等からの暴力)だと思いませんか。((1)～(12)のそれぞれについて〇は1つつ)

	DVにあたる どんな場合でも	DVの場合と でない場合がある	DVにあたる と思わない
(1) 平手でうつ(たたく)	1	2	3
(2) 足でける	1	2	3
(3) 身体を傷つける可能性のあるものでなぐる	1	2	3
(4) なぐるふりをして脅す	1	2	3
(5) 刃物などを突きつけて脅す	1	2	3
(6) 相手が嫌がるのに性的な行為を強要する	1	2	3
(7) 相手が嫌がるのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
(8) 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3
(9) 相手の交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3
(10) 「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしようなし」などと言う	1	2	3
(11) 大声でどなる	1	2	3
(12) 家に生活費を入れない	1	2	3

問20 はいくうしゃ 配偶者・パートナーや元配偶者・元パートナー、こいびとなど 恋人等からつぎ 次のような行為をこうい いちど う 一度でも受けたことがありますか。(○はいくつでも)

1. 命の危機を感じるくらいの暴力をうける
2. 医師の治療が必要となる程度の暴力をうける
3. 医師の治療が必要とされない程度の暴力をうける
4. ながるふりをして脅される
5. あなたが嫌がっているのに性的な行為を強要される
6. あなたが嫌がっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる
7. 何を言っても長時間無視され続ける
8. 交友関係や電話を細かく監視される
9. 「誰のおかげで生活できるんだ」や「かいしょうなし」などと言われる
10. 大声でどなられる
11. 生活費を渡してくれない(収入を生活費に充ててくれない)
12. 受けたことがない → 問21 へ

問20で「1」～「11」のいずれかを選択された方におたずねします。

問20-1 問20で「1」～「11」のいずれかの行為を受けたことについて、誰かに話したり、相談しましたか。(○はいくつでも)

1. 家族・親族に相談した
2. 同僚や友人に相談した
3. 職場の上司に相談した
4. 学校・職場の相談窓口で相談した
5. 公的機関に相談した
6. その他 ()
7. 誰にも話さず、相談していない → 問20-2 へ

問20-1で「7. 誰にも話さず、相談していない」を選択された方におたずねします。

問20-2 相談しなかったのは、どのような理由からですか。(○はいくつでも)

1. 誰に相談してよいのかわからなかったから
2. みっともないと思ったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談しても自分のせいにされると思ったから
5. 相手に知れるとよりひどい暴力を受けると思ったから
6. 自分にも悪いところがあると思ったから
7. 相談するほどのことではないと思ったから
8. 家族に危害が及ぶと思ったから
9. その他 ()

問21 次^{つぎ}の(1)～(8)の行為^{こうい}について、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ^{せいいてき かんけい}:性的な関係を強^{きょうよう}要^{きよひ}し、拒^{ひと}否^{たい}した人^{ひと}に対して不利益^{ふりえき}を負^おわせたり、性的な言動^{せいいてき げんどう}により不快^{ふかい}にさせる等^{など})だと思いますか。思う^{おも}もしくは思^{おも}わないに○をしてください。

また、そのような行為^{こうい}を受けたこと^う、もしくはした^うことがありますか。該^{がいとう}当^{こうい}する行為^{こうい}に○をしてください。

セクハラと 思 ^{おも} うか			(1)～(8)の行為 ^{こうい} を			
			受 ^う けたこと があるか		した ^う こと があるか	
			あ る	な い	あ る	な い
1	2	(1) 地 ^ち 位 ^い や権 ^{けん} 限 ^{げん} を利 ^り 用 ^{よう} して、性 ^{せい} 的 ^{いてき} な関 ^{かん} 係 ^{けい} を迫 ^{せま} ること	3	4	5	6
1	2	(2) さわ ^だ る、抱 ^だ きつ ^く など身 ^{しん} 体 ^{たい} に接 ^{せつ} 触 ^{しよく} するこ ^と	3	4	5	6
1	2	(3) 性 ^{せい} 的 ^{いてき} 冗 ^{じょう} 談 ^{だん} や質 ^{しつ} 問 ^{もん} 、ひや ^か し ^の 言 ^ご 語 ^ご な ^ど を ^を か ^け るこ ^と	3	4	5	6
1	2	(4) ノードポ ^ぼ ス ^た ーやわ ^い せ ^つ 本 ^{ぼん} 、性 ^{せい} 的 ^{いてき} のジ ^じ ェ ^え ス ^す チ ^ち ャ ^ャ ーを ^を 見 ^み せ ^せ たり ^{して} 、か ^か ら ^か うこ ^と	3	4	5	6
1	2	(5) 宴 ^{えん} 席 ^{せき} で ^の お酌 ^{しやく} やデ ^デ ュ ^ュ エ ^え ッ ^ト 、ダ ^ダ ンス ^ス な ^ど を ^を 強 ^{きょう} 要 ^{よう} するこ ^と	3	4	5	6
1	2	(6) 結 ^{けつ} 婚 ^{こん} 予 ^よ 定 ^{てい} や出 ^{しゅつ} 産 ^{さん} 予 ^よ 定 ^{てい} を ^を た ^た び ^た び ^き 聞 ^き くこ ^と	3	4	5	6
1	2	(7) 身 ^{しん} 体 ^{たい} を ^を じ ^じ ろ ^ろ 見 ^み たり、容 ^{よう} 姿 ^し の ^の こ ^と を ^を す ^す ぐ ^ぐ 話 ^わ 題 ^{だい} に ^に するこ ^と	3	4	5	6
1	2	(8) 「異 ^い 性 ^{せい} 関 ^{かん} 係 ^{けい} が ^が 派 ^は 手 ^て だ」 ^{など} と性 ^{せい} 的 ^{いてき} な ^な 噂 ^{うわさ} を ^を 流 ^{なが} すこ ^と	3	4	5	6

問22 つぎ 次の(1)～(8)の行為について、パワー・ハラスメント(パワハラ: 職権などの優位にある権限を背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動)だと思いませんか。思うもしくは思わないに○をしてください。
 また、そのような行為を受けたこと、もしくはしたことがありますか。該当する行為に○をしてください。

パワハラと 思いませんか			(1)～(8)の行為を			
			受けたことがあるか		したことがあるか	
			ある	ない	ある	ない
1	2	(1) 身体的な暴力を振るうこと	3	4	5	6
1	2	(2) 人格否定や差別的な発言をすること	3	4	5	6
1	2	(3) 同僚の前などで叱責や注意をすること	3	4	5	6
1	2	(4) 職務上必要でないあるいは適切でない仕事を指示すること	3	4	5	6
1	2	(5) 私生活について執拗に聞いたり介入したりすること	3	4	5	6
1	2	(6) 退職・異動を強要すること	3	4	5	6
1	2	(7) 管理職等の考えを一方向的に押し付けること	3	4	5	6
1	2	(8) あいさつをしても無視し、会話の中から外したりすること	3	4	5	6

問23 つぎ 次の(1)～(8)の行為について、モラル・ハラスメント(モラハラ: 言葉や態度で精神的に傷つけたり、不安にさせて相手を洗脳し支配する(意のままに動かせる状態に置く)こと。)だと思いますか。思うもしくは思わないに○をしてください。
 また、そのような行為を受けたこと、もしくはしたことがありますか。該当する行為に○をしてください。

モラハラ と思うか				(1)～(8)の行為を			
				受けたことがあるか		したことがあるか	
				ある	ない	ある	ない
1	2	家 庭	(1) 予想もつかないところで急に怒り出し、暴言を言い始めて全人格を否定すること	3	4	5	6
1	2		(2) 話しかけられても無視をし、口をきかないこと	3	4	5	6
1	2		(3) 少ない生活費を渡し、外で働くことを許さないこと	3	4	5	6
1	2		(4) 友達や家族を家に招くことや連絡を取ることを禁ずること	3	4	5	6
1	2	職 場	(5) 仕事に大切な情報や資料をある人にだけ渡さないこと	3	4	5	6
1	2		(6) 身体の特徴やしぐさなどを馬鹿にすること	3	4	5	6
1	2		(7) 明らかに出来ないと分かっている仕事を振って、「なぜできない」と罵倒すること	3	4	5	6
1	2		(8) 他の人のミスをある人のせいにすること	3	4	5	6

問24 次の(1)～(8)の行為について、マタハラ・ハラスメント(マタハラ:妊娠・出産、育児休業等を理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱い)だと思いますか。思うもしくは思わないに○をしてください。
また、そのような行為を受けたこと、もしくはしたことがありますか。該当する行為に○をしてください。

マタハラと おも 思うか			(1)～(8)の行為を			
			う 受けたこと があるか		したことが あるか	
			ある	ない	ある	ない
1	2	(1) 妊娠・出産がきっかけで、雇用形態を変更すること(正社員→契約社員など)	3	4	5	6
1	2	(2) 妊娠・出産がきっかけで、給料を減らすこと	3	4	5	6
1	2	(3) 妊娠・出産がきっかけで、望まない異動をさせること	3	4	5	6
1	2	(4) 妊娠・出産がきっかけで、解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導などを行うこと(出産告知後・産休中・産休明け1年以内)	3	4	5	6
1	2	(5) 妊娠中や産休明けなどに、嫌がらせをすること	3	4	5	6
1	2	(6) 妊娠中や産休明けなどに、残業や重労働などを強いこと	3	4	5	6
1	2	(7) 妊娠中や産休明けなどに、心無い言葉を言うこと	3	4	5	6
1	2	(8) 妊娠を相談できる職場環境がないこと	3	4	5	6

問21～問24においてハラスメントを受けたことがある方がお答えください。

問25-1 誰かに話したり、相談しましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 家族・親族に相談した | 2. 同僚や友人に相談した |
| 3. 職場の上司に相談した | 4. 学校・職場の相談窓口()に相談した |
| 5. 公的機関に相談した | 6. その他() |
| 7. 誰にも話さず、相談していない → 問25-2 | へ |

問25-1で「7. 誰にも話さず、相談していない」を選択された方におたずねします。

問25-2 相談しなかったのは、どのような理由からですか。(〇はいくつでも)

1. 誰に相談してよいかわからなかったから
2. みっともないと思ったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談しても自分のせいにされると思ったから
5. 相手に知れるとよりひどいハラスメントを受けると思ったから
6. 自分にも悪いところがあると思ったから
7. 相談するほどのことではないと思ったから
8. 家族に危害が及ぶと思ったから
9. その他 ()

問26 LGBTについて、あなたはどのようにお考えですか。

((1) ~ (4) のそれぞれについて〇は1つずつ)

	そう思う	そう思う	どちらかといえば そう思わない	どちらかといえば そう思う	わからない
(1) L：レズビアンのことを理解できる	1	2	3	4	5
(2) G：ゲイのことを理解できる	1	2	3	4	5
(3) B：バイセクシュアルのことを理解できる	1	2	3	4	5
(4) T：トランスジェンダーのことを理解できる	1	2	3	4	5

LGBTについて

L：(Lesbian、レズビアン) 女性同性愛者

G：(Gay、ゲイ) 男性同性愛者

B：(Bisexual、バイセクシュアル) 両性愛者

T：(Transgender、トランスジェンダー)

生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別に収まらない性別のあり方を持つ人

8. 政策・方針決定の場への参画についておたずねします

問27 地域・職場などにおいて、政策などの立案や方針決定において女性の意見が反映されていると思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 反映されていると思う | 2. どちらかといえば反映されていると思う |
| 3. どちらかといえば反映されていないと思う | 4. 反映されていないと思う |
| 5. わからない | |

問28 あなたは、地域・職場などにおいて、政策などの立案や方針決定の場へ参画したいと思いますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 参画したいと思う | 2. どちらかといえば参画したいと思う |
| 3. どちらかといえば参画しないと思う | 4. 参画しないと思う |
| 5. わからない | |

問29 あなたが、次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. 都道府県、市(区)町村の首長(知事や市長など) | 5. 大学教授 |
| 2. 国会議員、都道府県議会議員、市(区)町村議会議員 | 6. 企業の管理職 |
| 3. 国家公務員・地方公務員の管理職 | 7. 労働組合の幹部 |
| 4. 裁判官、検察官、弁護士 | 8. 新聞・テレビなど放送の管理職 |
| 6. 国連などの国際機関の管理職 | 9. 特になし |
| 8. 起業家・経営者 | 10. わからない |
| 10. 農協の役員 | |
| 12. 自治会長、町内会長等 | |
| 14. その他() | |

9. 防災・災害復興対策についておたずねします

問30 防災・災害復興対策で、特に取り組む必要があると思うのはどれですか。(〇は3つまで)

- | |
|--|
| 1. 避難所の設備(男女別トイレ・多目的トイレ・更衣室・授乳室・防犯対策等) |
| 2. 避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点を入れること |
| 3. 授乳児、高齢者、障がい者、病気の人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、指示する際の配慮 |
| 4. 災害時の救援医療体制(診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置) |
| 5. 被災者に対する男女別の相談体制 |
| 6. 災害対策本部に女性が配置され、被災時の対策に女性の視点を入れること |
| 7. 防災・復興に関する計画の策定のための防災会議などに女性が参画し、男女共同参画の視点を計画や防災マニュアルに反映すること |
| 8. 必要だと思わない |
| 9. その他() |
| 10. わからない |

10. 今後の取り組みなどについておたずねします

問31 今後、男女共同参画社会を推進するために、どのようなことが必要だと思いますか。

(〇は3つまで)

1. 法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める
2. 女性や男性等性別に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める
3. 子どもの頃から家庭や学校で男女共同参画についての教育をする
4. 経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、力の向上を図る
5. 仕事や賃金面で男女格差をなくす
6. 労働時間を短縮し、家事・育児・地域活動などに関われるようにする
7. 保育や介護などの施設やサービスの充実を図る
8. 政府や企業などで、積極的に女性を採用し、管理職に登用する
9. 女性のリーダーを養成し、意思決定の場への女性の参画を図る
10. DV（配偶者等からの暴力）やセクハラ等に関する相談窓口や被害者のための支援の充実を図る
11. 女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実を図る
12. ワーク・ライフ・バランスに関するキャンペーンや情報を提供する
13. 女性の健康管理を進めるための相談・検診体制の充実を図る
14. その他（)

問32 男女共同参画に関することで、ご意見などがございましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。

記入もれがないか、もう一度ご確認のうえ、同封の返信用封筒に入れ、封をして、

切手を貼らずに平成27年9月24日（木）までにご返送ください。

おいそがしいところご協力いただき、ありがとうございました。